

平成30年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算

平成30年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ601,609千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成30年2月14日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		174,684 千円
	1 使 用 料	174,684
2 繰 入 金		54,525
	1 一 般 会 計 繰 入 金	54,525
3 繰 越 金		30,000
	1 繰 越 金	30,000
4 県 債		342,400
	1 県 債	342,400
歳 入 合 計		601,609

歳 出

款	項	金 額
1 土 木 費		75,620 千円
	1 港 湾 費	75,620
2 公 債 費		525,989
	1 公 債 費	525,989
歳 出 合 計		601,609

第 2 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
宜野湾港施設整備事業	千円 131,200	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができる。 (借入時期) 平成30年度。 ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。	年5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め40年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
合 計	131,200			